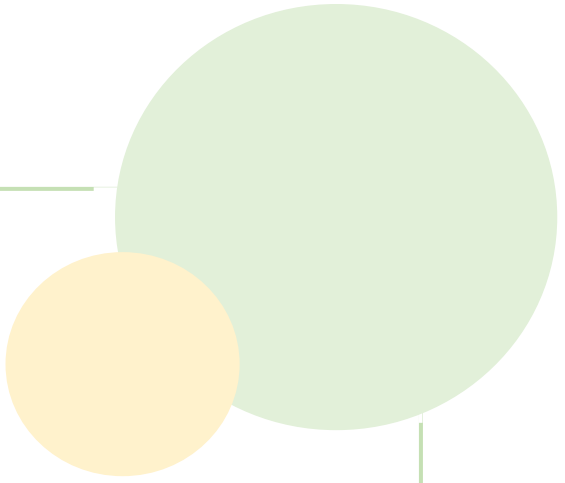




第4次山口市男女共同参画プラン

山口市

令和4年2月

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化、価値観・ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会情勢は日々大きく変化しています。こうした変化は、当市においても、労働人口の減少や地域における各種組織の担い手不足など、地域の活力に影響を及ぼすことが懸念されています。



こうした状況の中、性別にかかわらず、仕事、家庭、地域など様々な分野でその個性と能力を発揮して活躍できる男女共同参画社会の実現が重要となっています。

当市においては、平成29年に「第3次山口市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、各種施策に取り組んでまいりましたが、令和3年度をもって終了することから、これまでの取り組みの成果や課題、そして社会情勢の変化を踏まえ、「第4次山口市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本プランは、「山口市女性活躍推進計画」及び「山口市DV防止基本計画」を含むことで、性別にかかわらず、多様な価値観を認め合い、あらゆる分野において男女がともに活躍ができる地域を目指してまいります。

今後本プランを基に、新たな活力ある山口市の創造に向けて積極的に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、本プランを策定するにあたり、慎重な審議を重ね、ご提言をいただきました山口市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和4年2月

山口市長 林 宏 優

目 次

第1章 策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. プラン策定の背景	1
第2章 山県市の現状	3
1. 人口等の現状	3
2. 国、県との比較による山県市の意識の特徴	5
第3章 施策の体系	7
1. 基本理念	7
2. 計画期間	7
3. 計画の位置付け	7
4. 施策の体系	8
第4章 基本目標と施策の展開	9
基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり	9
Ⅰ 家庭や地域社会での男女共同参画の意識づくり	
Ⅱ 男女の差別意識のない職場づくり	
Ⅲ 男女平等を基本とする教育と学習の推進	
基本目標2 男女がともに多様な活躍ができ個々の価値観に配慮した施策の充実 （山県市女性活躍推進計画）	13
Ⅰ 男女がともに活躍できる組織風土づくり	
Ⅱ 多様な価値観を踏まえた女性の活躍推進	
Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの啓発・普及	
基本目標3 誰もが安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり	18
Ⅰ 政策や方針決定過程への男女共同参画の推進	
Ⅱ あらゆる暴力を防止する社会づくり（山県市DV防止基本計画）	
Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり	
数値目標	23
第5章 計画の推進	25
1. 山県市男女共同参画推進審議会による審議	25
2. 山県市男女共同参画推進本部及び山県市男女共同参画推進プロジェクトチーム による施策の進捗管理と推進	25
3. 山県市女性活躍推進協議会の設置及び審議	25
参考資料	26

第1章 策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

市では平成27年（2015年）に、男女一人一人が個性と能力を発揮して、もって新たな活力ある社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的として「山県市男女共同参画推進条例」を制定しました。平成29年（2017年）に策定した「第3次山県市男女共同参画プラン」において「男女共同参画社会に向けた意識づくり」「女性が多様な活躍ができ、個々の価値観に配慮した施策の充実」「地域づくり・まちづくりにおける男女共同参画の推進」を基本目標とし、男女共同参画社会の実現に向けて総合的、計画的に様々な施策を実施してきました。

令和4年（2022年）3月をもって第3次プランの計画期間が終了することから、社会情勢や上位計画である「第2次山県市総合計画後期基本計画」を踏まえ、「第4次山県市男女共同参画プラン（基本計画。以下「本プラン」といいます。）」を策定します。

2. プラン策定の背景

平成27年に国連において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で示された持続可能な開発目標（SDGs（※1））のひとつに「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、女性の地位向上が世界的にも重視されています。令和3年（2021年）に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）（※2）」では、日本は156か国中120位となっており、一層のジェンダー平等の推進が求められています。

国では、平成11年（1999年）に、男女共同参画社会の実現に関する基本的な方針・理念等を規定する「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会を実現するための5つの柱（基本理念）と行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割が定められ、平成12年（2000年）には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。令和2年（2020年）に策定された「男女共同参画基本計画（第5次）」では、目指すべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が改めて提示されています。

岐阜県においても、平成31年（2019年）に「あらゆる分野における男女共同参画」「働く場における男女共同参画」「人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会の実現」「男

女共同参画推進の基盤づくり」を4つの柱とした「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」を策定し、取組が行われています。

さらには、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、平成28年（2016年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が全面施行されています。

市では、国の女性活躍推進法に規定される「女性の職業生活における活躍についての市町村推進計画」を盛り込む形で本プランを策定します。

※1 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載の2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

(1 貧困)



(2 飢餓)



(3 保健)



(4 教育)



(5 ジェンダー)



(6 水・衛生)



(7 エネルギー)



(8 成長・雇用)



(9 イノベーション)



(10 不平等)



(11 都市)



(12 生産・消費)



(13 気候変動)



(14 海洋資源)



(15 陸上資源)



(16 平和)



(17 実施手段)



※2 ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

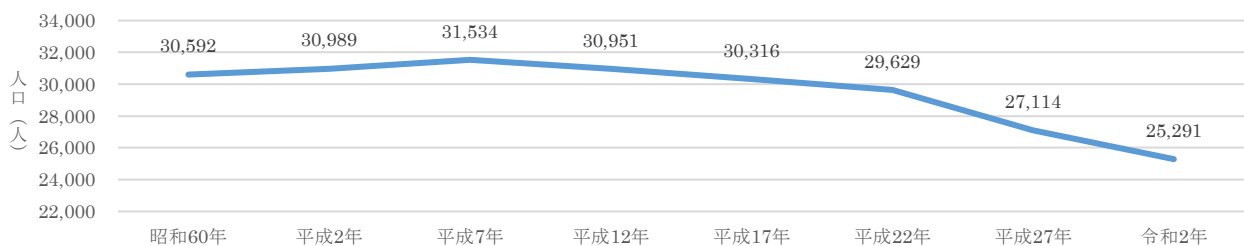
世界経済フォーラムが発表している男女格差を示す指標。世界各国における「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから算出される。

第2章 山県市の現状

1. 人口等の現状

本市の人口（平成15年の合併以前は高富町、伊自良村、美山町を足した人口）はそれまで増加を続けていましたが、平成7年の31,534人をピークに減少へ転じ、令和2年には25,291人（R2国勢調査速報値）と、25年で6,243人減少しています。

図表1 人口



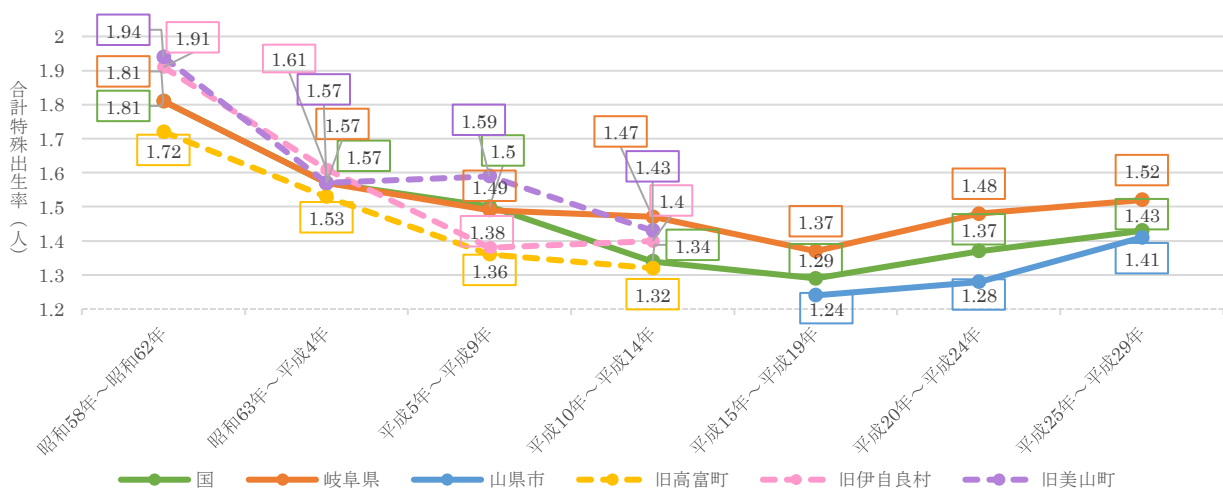
【出典：総務省「国勢調査」】

本市の合計特殊出生率（※）は、直近の推定値である平成25年～平成29年で1.41（ベイズ推定値）となっています。平成20年～平成24年の推定値と比べて0.13上昇していますが、依然として国、県よりも低くなっています。

※合計特殊出生率（ベイズ推定値）

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

図表2 合計特殊出生率

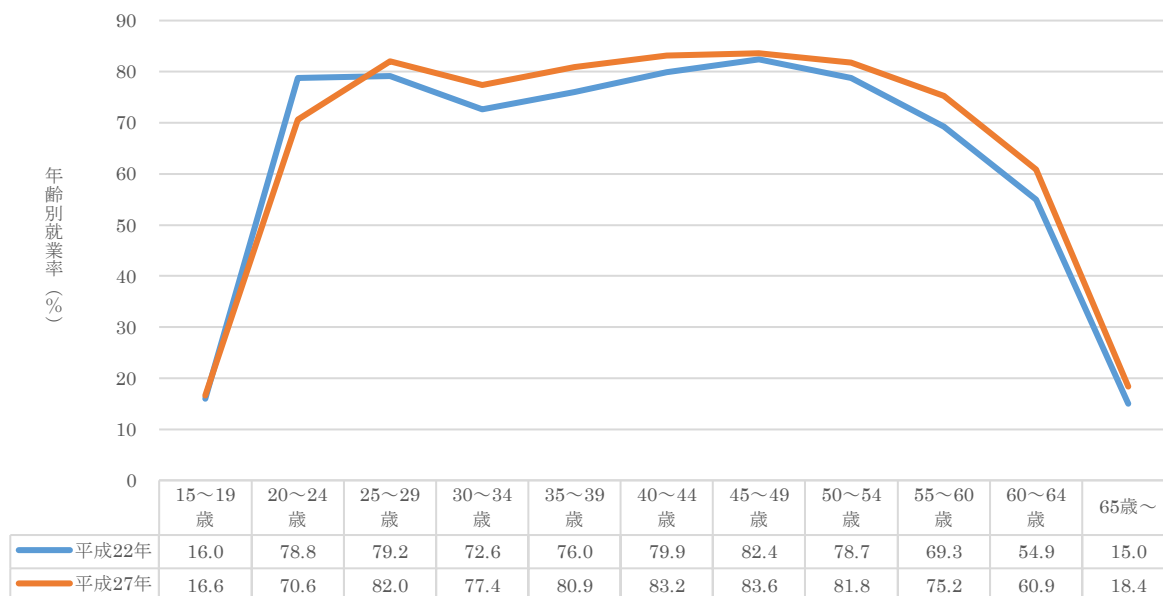


【出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」】

本市の女性の年齢別就業率は「25～29歳」と「45～49歳」をピークとし、「30代」が低下する、いわゆるM字カーブを描いています。平成22年と平成27年を比較すると30代での就業率が改善し、M字カーブが浅くなってきています。

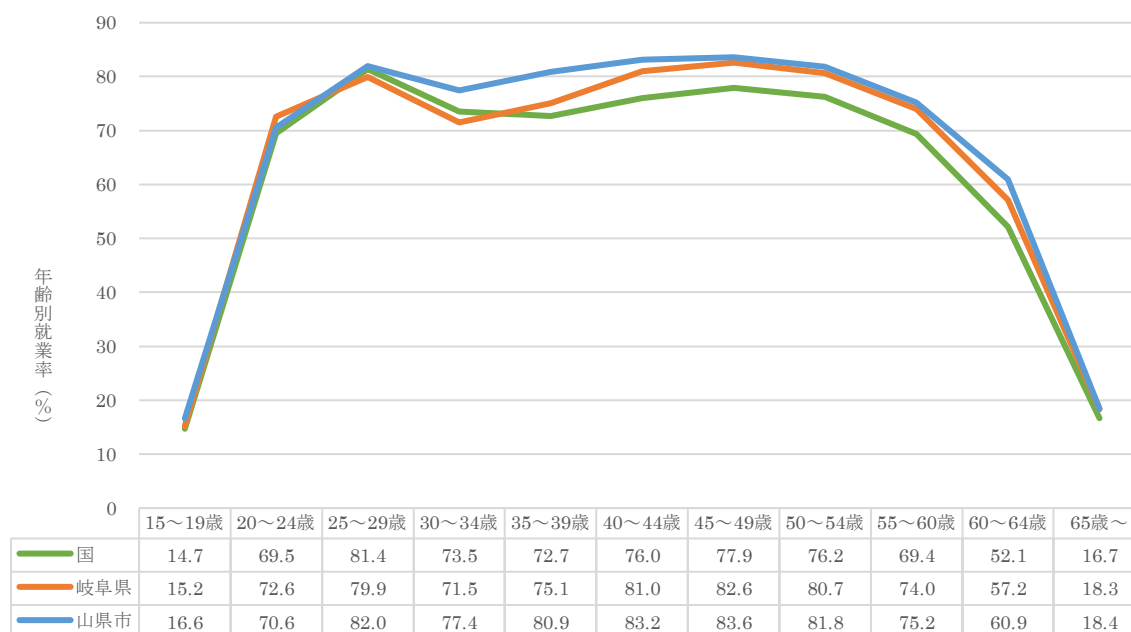
また、平成27年における国及び県との比較では、ほぼすべての年齢において本市は国・県よりも女性の就業率が高く、M字の谷も浅く、復職・再就職も早い結果となっています。

図表3 山県市における女性の年齢別就業率（平成22年・平成27年比較）



【出典：総務省「国勢調査」】

図表4 女性の年齢別就業率（平成27年：国・岐阜県との比較）

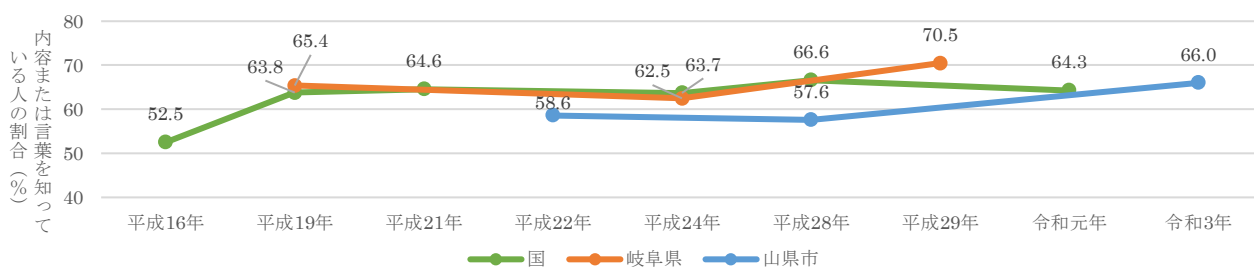


【出典：総務省「国勢調査」】

2. 国、県との比較による山県市の意識の特徴

「男女共同参画社会」という言葉の認知度について、「内容を知っている」「内容は知らないが聞いたことはある」と答えた割合は、国においては平成24年は63.7%、平成28年は66.6%、令和元年は64.3%となっており、県においては、平成24年は62.5%、平成29年は70.5%と、国・県ともに60%以上で推移しています。それに対し、本市では、平成22年が58.6%、平成28年では57.6%と低かったものの、令和3年は66.0%となり国、県と同等程度まで増加してきています。

図表5 「男女共同参画社会」という言葉の認知度

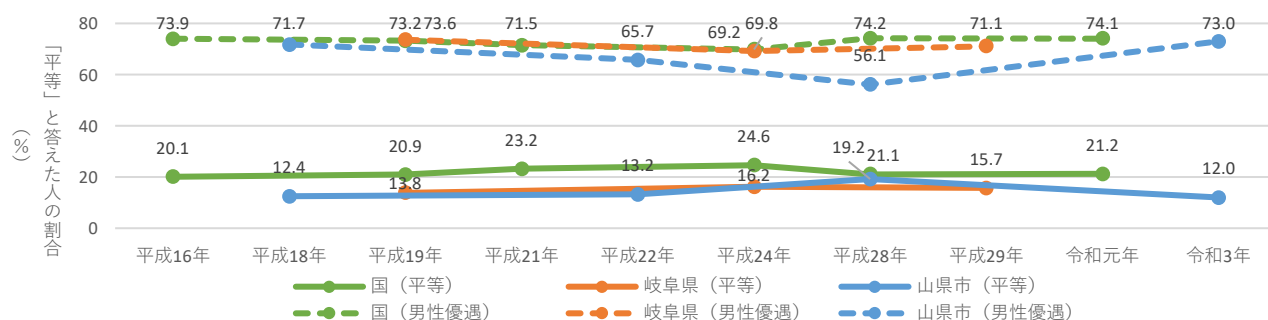


【出典：国：内閣府「男女共同参画に関する世論調査」、

岐阜県：男女共同参画に関する県民意識調査、山県市：意識調査】

「社会全体が平等となっている」と感じる人の割合は、国は平成16年の20.1%から令和元年の21.2%へと、県は平成19年の13.8%から平成29年の15.7%へと微増しています。当市は平成18年の12.4%から平成28年には19.2%まで増加しましたが、令和3年度は12.0%と再度減少しています。

図表6 社会全体での男女の平等感

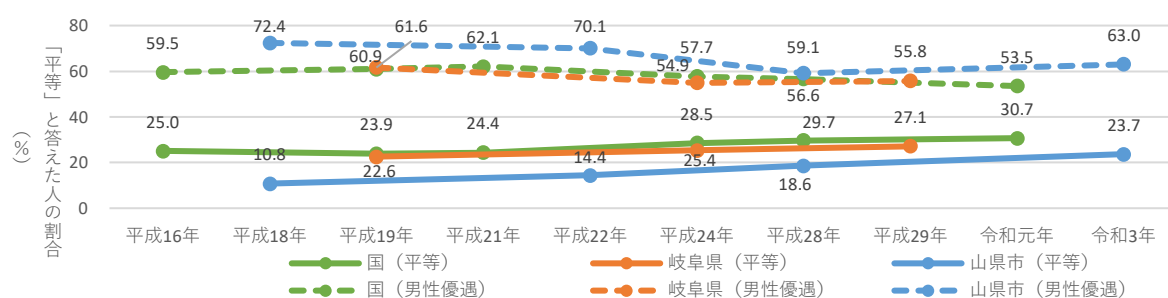


【出典：国：内閣府「男女共同参画に関する世論調査」、

岐阜県：男女共同参画に関する県民意識調査、山県市：意識調査】

「職業の選択や職場において男女が平等となっている」と感じる人の割合は、国は平成16年の25.0%から令和元年の30.7%へと、県は平成19年の22.6%から平成29年の27.1%へと微増しています。当市においても県、国よりも低いものの、平成18年の10.8%から令和3年の23.7%へと増加しています。

図表7 職業の選択や職場において男女が平等だと思う人の割合

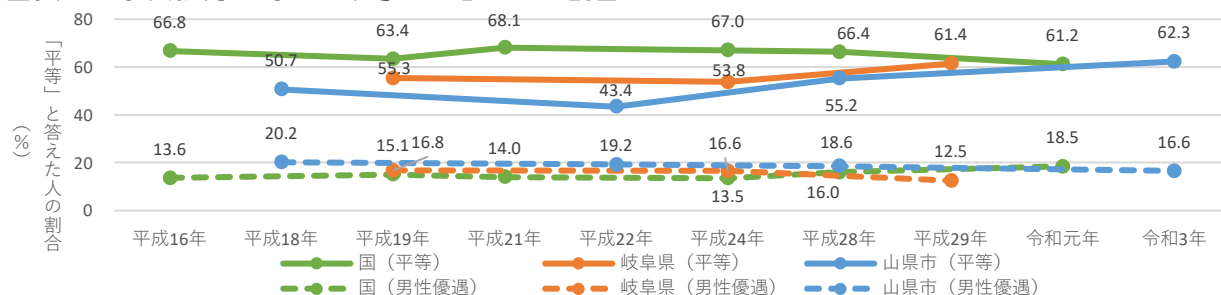


【出典：国：内閣府「男女共同参画に関する世論調査」、

岐阜県：男女共同参画に関する県民意識調査、山県市：意識調査】

「学校教育で男女が平等となっている」と感じる人の割合は、国は平成16年の66.8%から令和元年の61.2%へと微減しているのに対して、県は平成19年の55.3%から平成29年の61.4%へと、当市は平成18年の50.7%から令和3年は62.3%へと増加しており、国と同等程度まで増加しています。

図表8 学校教育で男女が平等だと思う人の割合

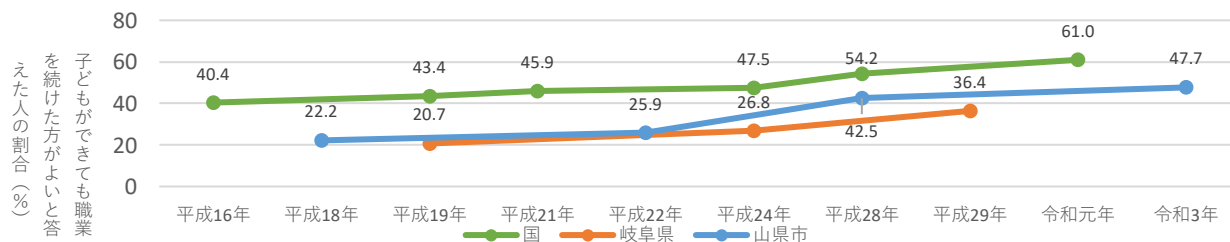


【出典：国：内閣府「男女共同参画に関する世論調査」、

岐阜県：男女共同参画に関する県民意識調査、山県市：意識調査】

「女性が職業を持つこと」について、「子どもができて職業を続けた方がよい」と答えた人の割合は、国が平成16年の40.4%から令和元年の61.0%まで、県は平成19年が20.7%から平成29年は36.4%へと増加しています。本市は、平成18年は22.2%と低い値でしたが、令和3年は47.7%と国には届かないものの急激に増加しています。

図表9 女性が職業を持つことについて



【出典：国：内閣府「男女共同参画に関する世論調査」、

岐阜県：男女共同参画に関する県民意識調査、山県市：意識調査】

第3章 施策の体系

1. 基本理念

多様な価値観を認め合い、あらゆる分野において男女がともに活躍できる山口市

少子高齢化やライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。このような中で、男女が互いに人権を尊重するとともに責任を分かち合い、多様な価値観を認め合うことが必要となっています。そこで、一人一人が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りながら、希望するあらゆる分野において活躍できる社会を築くことを目的として基本理念を上記のとおりとします。

2. 計画期間

本プランの計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

3. 計画の位置付け

本プランは男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画に位置付けるとともに、基本目標2を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく女性活躍推進計画に、基本目標3のⅡを配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に基づくDV防止基本計画にそれぞれ位置付けます。

また、本プランは男女共同参画社会基本法及び山口市男女共同参画推進条例を策定根拠とし、第2次山口市総合計画後期基本計画を上位計画とします。山口市子ども・子育て支援事業計画、健康山県21など市の関連計画と整合性を図るとともに、国の男女共同参画基本計画及び岐阜県男女共同参画計画（第4次）の目標や方向等を踏まえたものとします。

4. 施策の体系

	基本目標	具体的目標	施策の項目
多様な価値観を認め合い、あらゆる分野において男女がともに活躍できる山口市	基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり 	I. 家庭や地域社会での男女共同参画の意識づくり	(1) 家庭や地域社会での固定的な性別役割分担意識の解消 (2) 人権尊重の意識啓発と相談体制の充実 (3) 多文化共生、多様性への理解促進
		II. 男女の差別意識のない職場づくり	(1) 職場における男女共同参画の意識醸成 (2) 各種ハラスメントの防止
		III. 男女平等を基本とする教育と学習の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った保育・学校教育の推進 (2) 男女共同参画を推進する生涯学習機会の充実
	基本目標 2 男女がともに多様な活躍ができ個々の価値観に配慮した施策の充実 【山口市女性活躍推進計画】 	I. 男女がともに活躍できる組織風土づくり	(1) 雇用機会均等とポジティブ・アクションの推進 (2) 男女がともに活躍できる労働環境整備の促進
		II. 多様な価値観を踏まえた女性の活躍推進	(1) 自身の能力を発揮できる就業等の支援 (2) 希望に応じたキャリア形成の支援
		III. ワーク・ライフ・バランスの啓発・普及	(1) 男女がともに家庭と職業生活を両立できる就労環境の整備 (2) 子育て・介護支援制度の充実
	基本目標 3 誰もが安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり 	I. 政策や方針決定過程への男女共同参画の推進	(1) 行政政策や方針決定過程における女性の参画拡大 (2) 男女共同参画を推進する人材の育成 (3) 行政における男女共同参画の推進
		II. あらゆる暴力を防止する社会づくり 【山口市 DV 防止基本計画】	(1) 普及啓発活動の推進 (2) 被害者相談の体制整備 (3) DV 被害者支援に係る関係機関との連携促進
		III. 誰もが安心して暮らせるまちづくり	(1) ひとり親や貧困、障がい等により困難な状況におかれている人々が安心して暮らせる環境の整備 (2) バリアフリーのまちづくりの推進 (3) 健康で自立した生活を営むための支援 (4) 地域生活において男女がともに活躍できる環境づくりの促進 (5) 女性の視点を取り入れた防災対策

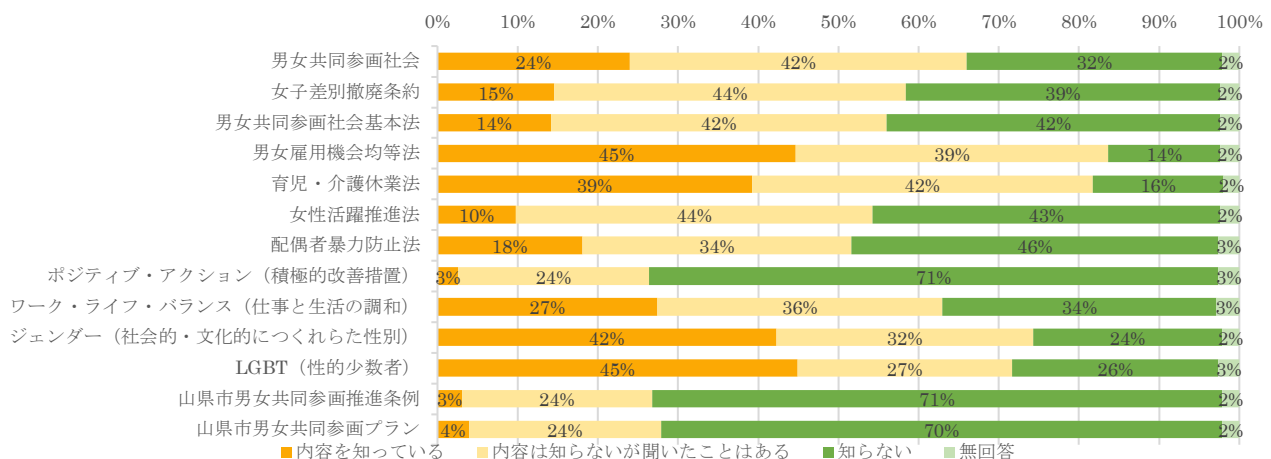
第4章 基本目標と施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

《現状と課題》

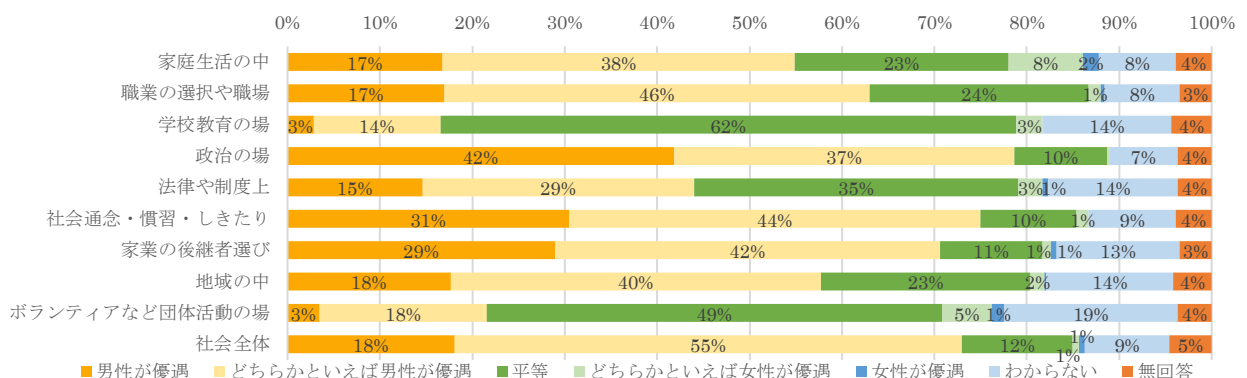
令和2年度に実施した「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」（市民1,000人）に対して実施し、459人から回答。以下「意識調査」では、男女共同参画に関する言葉の認知度について、知らないが半数以上を占める言葉もあり、男女共同参画に対する理解度が低い状態にあります。また、各分野における男女の平等感についても多くの項目で、男性優遇と感じている結果となっています。

図表10 男女共同参画に関する言葉の認知度



【出典：意識調査】

図表11 各項目における男女の平等感

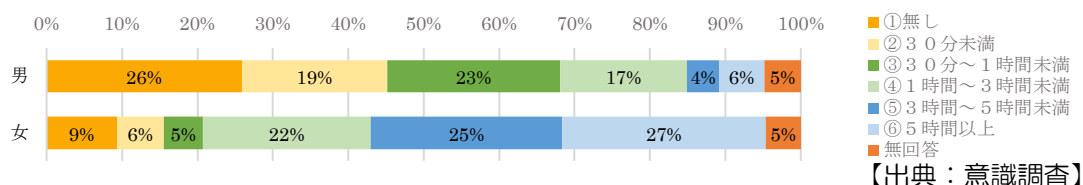


【出典：意識調査】

家事・育児・介護に携わる時間に関する項目からは、勤務日以外の日においても家事・育児・介護等に携わる時間の男女差が生じている現状がみられます。このような固定的性別役

割分担意識を改善していく必要があります。

図表 1 2 勤務日以外の日における家事・育児・介護に携わる時間



令和3年1月時点において、市内在住の外国人は約700人であり、その約7割が女性です。多文化、多様化への理解を深めるとともに、外国人住民も言葉や生活環境の違いにより必要な情報を得られず不利益を受けることのない環境づくりが大切です。

性の多様性においては、LGBT（※1）等の性的少数者は少数派であるために周囲の人の無理解や偏見から、様々な困難を抱えることがあります。一人一人の生き方を尊重し、個性を認め合うことが大切となります。

また、人口減少、少子高齢化により、労働人口の減少が懸念される中、男女がともに能力を生かし働くことが求められるようになってきます。意識調査において、セクシュアル・ハラスメント（※2）について20%以上の人々が直接経験したまたは自分のまわりに経験した人があると回答しており、身近な問題となっています。セクシュアル・ハラスメントに限らず、仕事をする上で男女が能力を発揮することを阻害する各種ハラスメントを防止するための取組が必要となります。

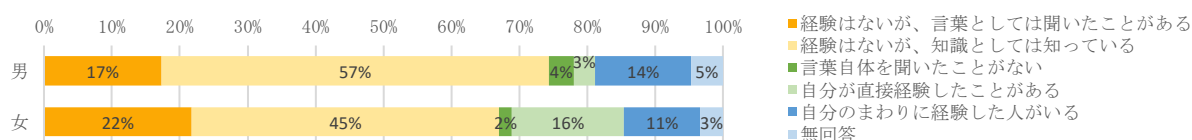
※1 LGBT

Lesbian（レスビアン：女性同性愛者）、Gay（ゲイ：男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：性別越境者）の頭文字をとった言葉で、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の総称のひとつとして使われている。

※2 セクシュアル・ハラスメント

相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言葉や行為のこと。

図表 1 3 セクシュアル・ハラスメント



【出典：意識調査】

男女共同参画社会の実現のためには、価値観の形成に大きな影響のある幼少期から男女平等の意識づくりを行うことが大切です。保育園や学校は、子どもが初めて社会生活を経験する場であり、こうした場で、性による違いを理解した上で多様性を受け入れ、性別にとらわれずに個性と能力を発揮できる環境をつくることは、生涯にわたり自立して社会参画していくために重要となります。男女平等を基本とする学習環境をつくるために、教職員やPTA、授業参観など、教育現場を取り巻く場において一層の男女共同参画の推進が求められます。

I. 家庭や地域社会での男女共同参画の意識づくり



男女共同参画に関する法制度等の周知を行い、家庭や地域社会での固定的な役割分担意識の解消を目指します。

また、地域で生活する外国人への積極的な情報提供や国際交流を進め、外国人も地域の一員として生活できる環境づくりを進めるとともに、互いの個性や文化、生活環境などの多様性への理解を促進します。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	家庭や地域社会での固定的な性別役割分担意識の解消	● 広報紙、ホームページ等による男女共同参画意識の啓発 ● 自治会等への男女共同参画意識の啓発	総務課 企画財政課
(2)	人権尊重の意識啓発と相談体制の充実	● 人権尊重の意識を高めるための普及啓発 ● 人権尊重の意識啓発等につながる図書等の充実 ● 人権相談、法律相談、心配ごと相談の充実とプライバシーに配慮した相談体制の整備	市民環境課 福祉課 生涯学習課
(3)	多文化共生、多様性への理解促進	● 市内在住外国人への情報提供 ● 国際理解のための国際交流の推進 ● 行政文書における多様性への配慮	市民環境課 生涯学習課 各課

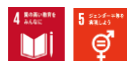
II. 男女の差別意識のない職場づくり



企業等に対する意識啓発を行うことで、職場における男女共同参画の意識醸成を推進します。また男女共同参画を阻害するセクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを防止するとともに、市民や事業者等の意識を高めるため、普及啓発・情報提供を積極的に行います。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	職場における男女共同参画の意識醸成	● 職場における男女共同参画推進に向けた企業等への働きかけ ● 優良企業の取組紹介等を通じた意識啓発	企画財政課
(2)	各種ハラスメントの防止	● 各種ハラスメント防止のための普及啓発と情報提供	まちづくり・企業支援課

Ⅲ. 男女平等を基本とする教育と学習の推進



保育園や学校において、人権尊重を基本とする男女平等教育の充実を図るとともに、男女共同参画の視点に立ち、性別にとらわれず子どもたちの個性と能力を尊重した教育の充実を図ることで、生涯にわたって固定的な性別役割分担意識にとらわれない、自立した社会生活を送れるよう、教育・学習環境の整備を進めます。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	男女共同参画の視点に立った保育・学校教育の推進	● 保育園、学校において性別にとらわれない、個性や能力、適性を生かした指導 ● 人権教育推進のための、市内小中学校の教職員を対象にした研修会の実施 ● 人権教育を通した子どもたちへの男女平等意識の定着 ● 固定的な性別役割分担意識の影響を受けずに、自らの意思で進路を決めることができる進路指導 ● 男女対等な関係の中で、自分の身体を大切にできる性教育の実施 ● P T A組織における男女共同参画の啓発と推進 ● 授業参観や三者懇談会への父親参加の呼びかけ	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
(2)	男女共同参画を推進する生涯学習機会の充実	● 家庭教育学級での人権研修会の実施 ● 人権感覚を豊かにするための研修や講演会の実施 ● 男女共同参画社会推進についての出前講座の充実	企画財政課 生涯学習課

基本目標2 男女がともに多様な活躍ができ 個々の価値観に配慮した施策の充実

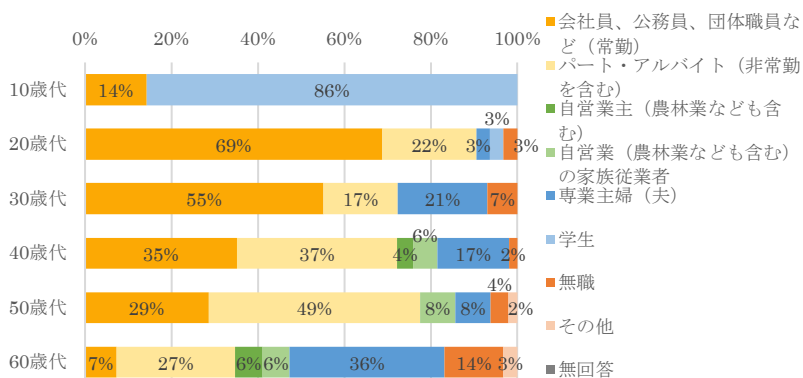
（山県市女性活躍推進計画）

《現状と課題》

平成27年国勢調査によると、本市における職業に従事する女性が51%であり、岐阜県52%を下回っているものの、国50%より高い水準となっています。しかし、管理職等指導的立場で活躍する女性の割合は平成27年において0.5%（国勢調査：6283人中32人）と極めて低い水準にあります。職業生活において、男性だけでなく、女性もその能力を発揮して活躍できる環境づくりが重要となります。

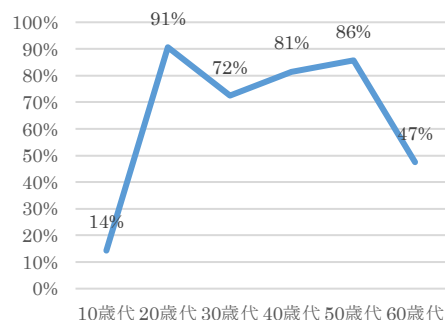
意識調査によると女性の就業は20代までは正社員が多く、30代で専業主婦が増加、40代以降はパート等非正規雇用が増加するいわゆる「M字カーブ」を描いています。女性の就労については、男女ともに「子どもができて、子育てをしながら働き続ける方がよい」という意見が最も多いにもかかわらず、結婚や出産などによる離職が多いことから、女性も子育てなど家庭生活とのバランスをとりながら働き、キャリアを継続して積める環境の整備が必要です。

図表14 女性の職業



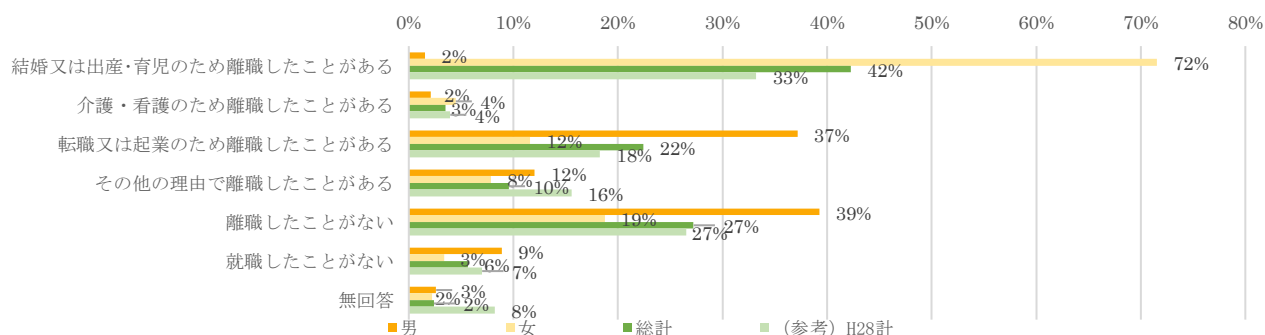
【出典：意識調査】

図表15 女性の就業率



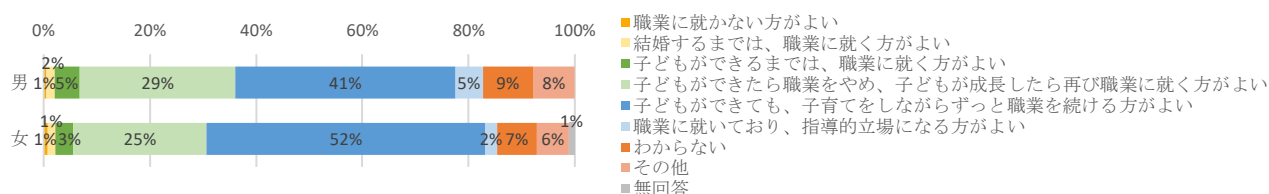
【出典：意識調査】

図表16 離職の経験



【出典：意識調査】

図表１７ 女性の就労への意識



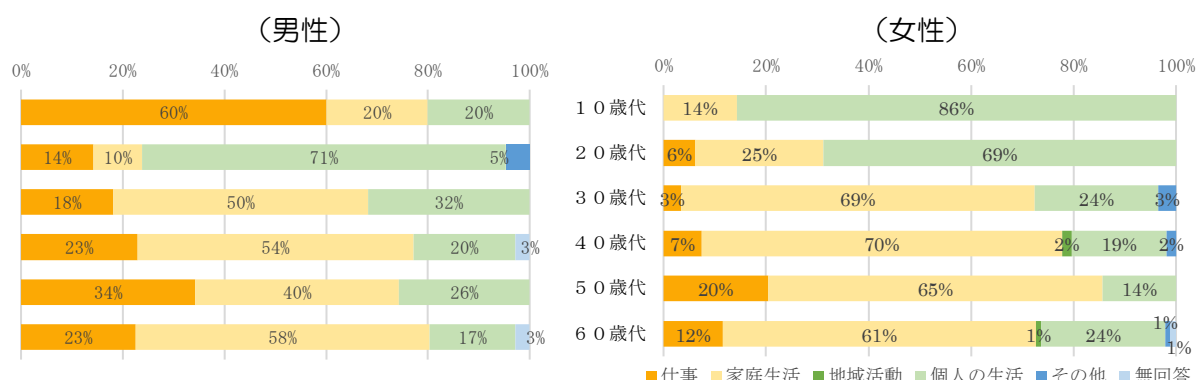
【出典：意識調査】

生活の中で最も優先したいことについての結果によると「家庭生活」を選んだ回答が子育て世代の女性では多くなっており、「仕事」だけでなく、「家庭生活」や「個人の生活」の充実感を求める女性もいると考えられます。こうした多様な価値観があることを踏まえ、個人が希望する分野・スタイルで活躍できるよう配慮していく必要があります。

男性については、子育て世代を中心に「家庭生活」を最も優先したいと考える人が多い一方で、長時間労働などにより家庭に携わる時間は女性と比べて際立って少なくなっています。

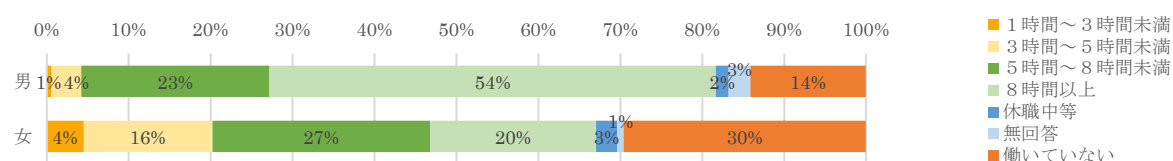
仕事と家庭の両立のためには、「休暇のとりやすい職場環境づくり」や「柔軟な勤務形態の導入」が必要な条件の整備として多く挙げられています。

図表１８ 生活の中で最も優先したいこと



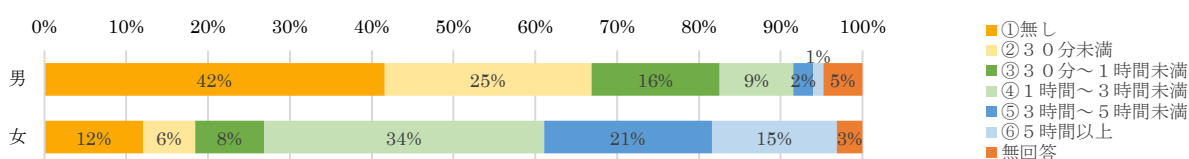
【出典：意識調査】

図表１９ 一日あたりの仕事に携わる時間



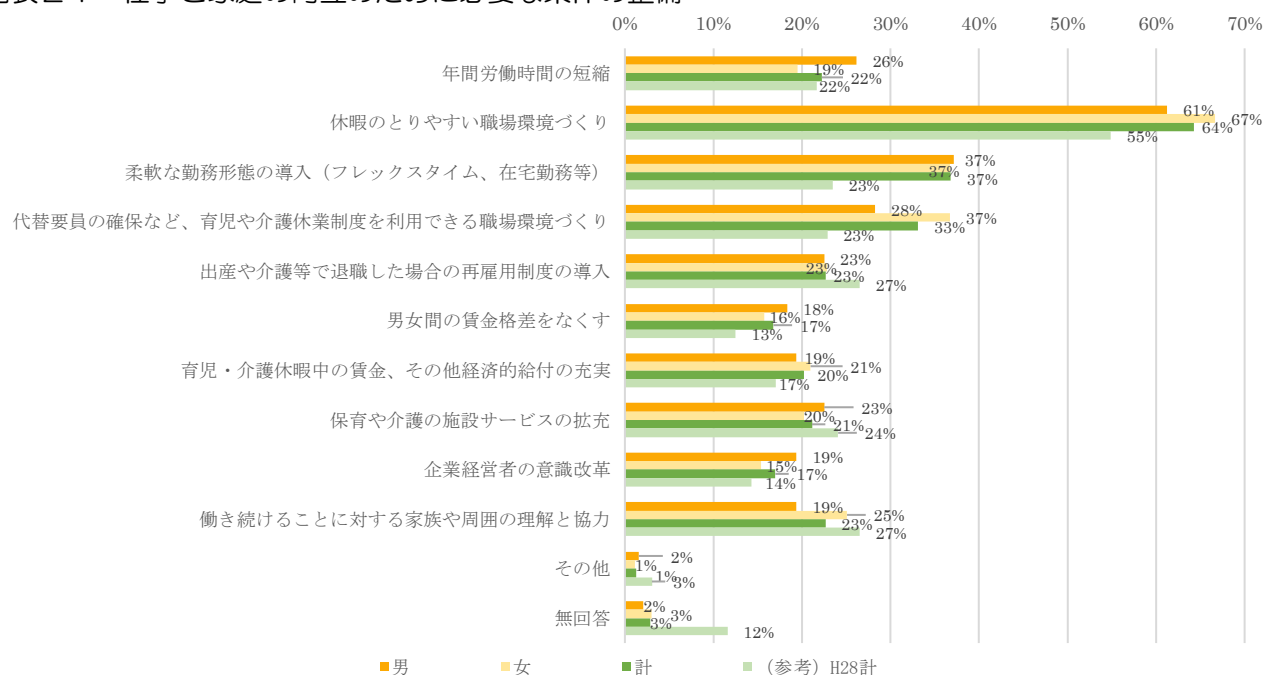
【出典：意識調査】

図表２０ 勤務日における家事・育児・介護に携わる時間



【出典：意識調査】

図表2-1 仕事と家庭の両立のために必要な条件の整備



【出典：意識調査】

令和3年6月の育児・介護休業法の改正により、男性の育児休業取得促進のための柔軟な育児休業の枠組みの創設や育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知、意向確認の措置義務付けなど、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするための措置が講じられることとなりました。

これまでの男性中心型労働慣行を変革し、ワーク・ライフ・バランスを推進することは、男性の家庭生活に協力・参画できる環境を整えとともに、女性の社会進出にもつながり、男女がともに仕事と家庭生活を両立でき、希望する分野で活躍できる社会を築くために重要となります。

なお、山県市役所においては、男女すべての職員のワーク・ライフ・バランスの実現のもと、子育てしやすい職場環境の整備及び女性職員がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できるよう取り組むことを目的として、山県市特定事業主行動計画（令和3年4月改正）の中で、超過勤務時間の縮減や休暇の取得促進、子育てしやすい環境の整備と男性の子育てを目的とする休暇等の取得促進、女性の職業生活への活躍推進などについて定めています。また、既にイクボス（※）宣言をしており、市内の事業所のロールモデルとなるよう、管理職のリーダーシップのもと市職員全員がワーク・ライフ・バランスを認識し、男女がともに働きやすい職場づくりを継続的に行うとともに、育児、介護等の家庭生活が充実できるよう、率先して行動しています。

※イクボス

ともに働く部下などの「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を考慮しつつ、その人のキャリア形成を支援する一方、自らも両立を楽しみながら、組織としての成果を上げる管理職のことをいう。

I. 男女がともに活躍できる組織風土づくり



女性管理職比率向上を目指して、男女雇用機会均等法に関する啓発・情報提供を行います。また、企業におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置（※1））の推進を働きかけるとともに、男性も家庭に参加しやすい職場づくりを促し、男女が職場と家庭の両方で差別意識なく、責任を分かち合える社会を目指します。さらに、山県市さくらカンパニー（※2）認定制度の普及啓発・認定促進等を図り、男女がともに活躍できる労働環境の整備を促進します。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	雇用機会均等とポジティブ・アクションの推進	● 事業者や市民に対する男女雇用機会均等法の啓発と推進 ● 関係機関との連携による事業主等に対する女性管理職比率の改善やポジティブ・アクションの働きかけ ● 関係機関との連携による雇用に関する相談体制の充実 ● 女性活躍を踏まえた公共調達における加点の検討	総務課 企画財政課 まちづくり・企業支援課
(2)	男女がともに活躍できる労働環境整備の促進	● 山県市さくらカンパニー認定制度の普及啓発・認定促進 ● 家族経営協定（※3）の推進	企画財政課 農林畜産課

※1 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2号）

※2 山県市さくらカンパニー

市が認定するワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に積極的に取り組んでいる企業・事業所など。

※3 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定のこと。

Ⅱ. 多様な価値観を踏まえた女性の活躍推進



男性と同様に女性も職業生活において希望する活躍ができるよう、各種制度などの情報提供・普及啓発を行うとともに、出産・子育てなどにより離職した人への再就職に向けた情報提供やキャリア形成に資する情報の収集・発信など、個人の希望やライフステージに合わせた就業を支援します。また、職業生活において特定の意識を強制することがないよう、多様な選択肢の提案や職業生活以外における活動事例等の紹介を行います。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	自身の能力を発揮できる就業等の支援	● 女性の活躍に関する各種制度の情報提供と普及啓発 ● 福祉を担う人づくり推進助成（新たに福祉の資格を取得した者に対する助成金支給）など資格取得への支援 ● 職業生活以外における活動事例の紹介	企画財政課 福祉課 まちづくり・企業支援課
(2)	希望に応じたキャリア形成の支援	● 再就職に向けた情報提供 ● キャリア形成に資する情報の収集・発信 ● 創業希望者への支援施策の紹介	企画財政課 まちづくり・企業支援課

Ⅲ. ワーク・ライフ・バランスの啓発・普及



家庭の状況に合わせた休暇のとりやすい環境や柔軟な勤務体制など、男性も女性も仕事と家庭を両立できる職場環境の整備を図るよう、企業に向けて制度周知・啓発等を行っていきます。また、子育て・介護等による離職を防ぎ、両立を支援していくための各種制度の充実を図ります。

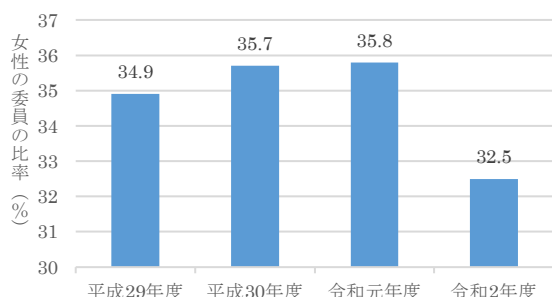
	項目	施策の内容	担当課
(1)	男女がともに家庭と職業生活を両立できる就労環境の整備	● 事業者や市民に対する育児休業や時短勤務など育児に係る制度の普及啓発 ● ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	企画財政課 まちづくり・企業支援課
(2)	子育て・介護支援制度の充実	● 低年齢児保育、一時保育、特定保育、延長保育等の充実 ● 放課後児童クラブの充実 ● 家庭教育支援、子育て支援センター事業の充実 ● 子育て支援ネットワークの充実 ● ファミリーサポートセンター事業の充実 ● 育児や生活などの様々な分野の相談窓口の充実 ● 子育て支援活動を行っている NPO 法人等の支援と情報提供 ● 介護保険事業の充実	子育て支援課 健康介護課 生涯学習課

基本目標 3 誰もが安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり

《現状と課題》

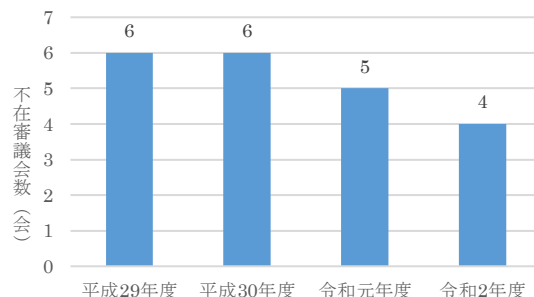
男女共同参画に基づいた地域づくりのためには、行政や審議会・委員会など、様々な場で男女がともに政策・方針決定に参画することが重要です。本市における審議会等の女性委員の割合は32.5%（令和2年4月1日現在）となっており、男性または女性の比率が偏っている審議会・委員会も存在します。

図表2-2 女性の委員の比率



【出典：山県市関係各課】

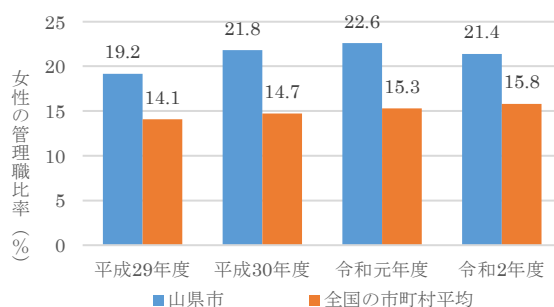
図表2-3 男性委員・女性委員不在審議会等



【出典：山県市関係各課】

山県市役所の管理職における女性比率は21.4%（令和2年4月1日現在）となっており、市区町村の地方公務員管理職に占める女性の割合の全国平均15.8%と比較しても高くなっています。市内の事業所のロールモデルとなるよう、引き続き女性の活躍推進に対して積極的に取り組む必要があります。

図表2-4 行政における女性の管理職比率



【出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」】

国では、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」）が制定され、国及び地方公共団体にはDV（ドメスティック・バイオレンス）（※）を防止し、被害者を保護する責務が明示されました。平成16年、平成19年、25年のDV防止法の一部改正を経て、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充などとともに、市町村DV防止基本計画の策定が努力義務となり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び

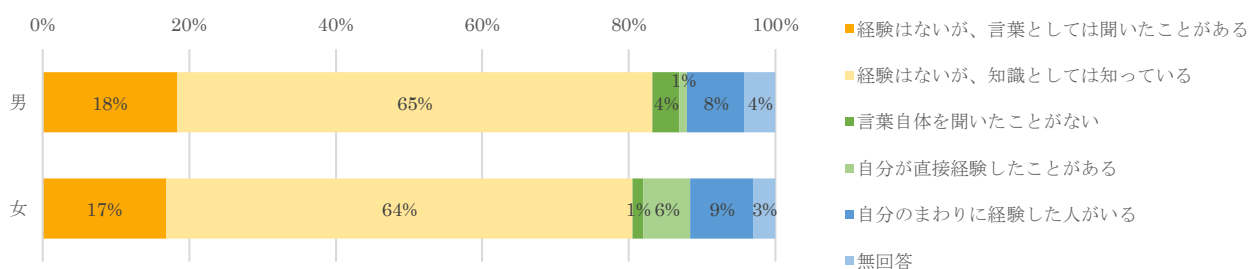
被害者の保護等に関する法律」に改められました。

本市においては、街頭啓発などを行いDVに関する理解促進に努め、家庭児童相談員を配置して、いつでも相談できる体制を整えてきました。DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画を進める上においても解消しなければならない重要な課題であることから、DV防止と根絶のために、人権教育や広報、啓発が必要です。DVは、被害者の生命や身体に危害が及んだり、心身への有害な影響が及んだりすることがあるにもかかわらず、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、社会的にも個人や家庭の問題として軽視される傾向にあります。被害者本人がDVを受けていると気付いていなかったり、繰り返し受ける暴力によって不安や恐怖を持ったりするなど様々な理由から「自分にも悪いところがあったから」「自分さえ我慢をすれば」と周囲に助けを求められずに、一人で苦しんでいる状況があります。被害が深刻になる前に、被害者が、身近な場所で気軽に安心して相談ができ、かつ、必要な情報が得られる体制づくりが必要です。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

図表25 DV（ドメスティック・バイオレンス）の経験等



【出典：意識調査】

さらに、ひとり親家庭の増加や雇用形態の変化などにより、貧困や健康など様々な困難を抱える人が増加しています。こうした困難を抱える人への支援を行い、誰もが安心して暮らし、多様な場面に参画・活躍していける地域をつくる必要があります。

近年自然災害が頻発しています。市では、令和3年に改正した「山県市地域防災計画」において、指定避難所の運営における女性の参画や、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮することを定めています。災害発生時に性別によって困難が生じないように、男性の視点のみならず、女性の視点に立った防災に対する備えを行っていく必要があります。

I. 政策や方針決定過程への男女共同参画の推進



政策や方針決定の場において、男女それぞれの意見が十分に出て、政策や方針に反映されるよう、本市における男性委員又は女性委員不在審議会・委員会の解消と男女比の均衡に努めるとともに、男女共同参画を推進する人材育成を行います。また、山県市役所においても性別にとらわれない人材配置と管理職における男女比率の向上を図ります。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	行政政策や方針決定過程における女性の参画拡大	● 委員の男女比率改善の推進や男性委員又は女性委員不在審議会・委員会の解消 ● 官公庁などの発行物、新聞や情報誌などからの情報収集と発信 ● 行政情報の簡明化による行政参加への意欲の促進 ● パブリックコメントの積極的な運用	各課
(2)	男女共同参画を推進する人材の育成	● 議会における女性参画の意義についての理解促進 ● 地域づくりにおける女性リーダー育成のための研修会等の開催 ● あらゆる分野での男女共同参画を図るための、分野に応じた人材情報の提供	企画財政課 生涯学習課 議会事務局
(3)	行政における男女共同参画の推進	● 性別にとらわれない適切な人材配置と女性の管理職比率向上の推進	総務課

Ⅱ. あらゆる暴力を防止する社会づくり（山口市 DV 防止基本計画）

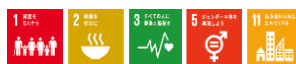


DV は身近にある重大な人権侵害であり、いかなる暴力も許されるものではないとの共通認識を持つための意識啓発や情報提供を行い、男女ともに自己の尊厳を大切にしながら、お互いが一人の人間として尊重されるような社会づくりを目指します。

また、DV 被害者が安心して相談できる相談窓口の周知や、二次的被害防止など相談員の資質向上を図るとともに、被害者支援を円滑かつ適切に行えるよう関係機関が相互に連携を図ります。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	普及啓発活動の推進	● DV 防止に関する法制度や支援体制の情報提供や普及啓発 ● 住民基本台帳事務における DV 等支援措置制度の周知（被害者保護支援のための住民票・戸籍の附票の請求を制限する制度）	市民環境課 子育て支援課
(2)	被害者相談の体制整備	● DV などに関する相談窓口の周知 ● DV 被害者支援に関する体制強化 ● 二次的被害を防止するため、研修などを通じた相談員の DV に関する知識の向上	子育て支援課
(3)	DV 被害者支援に係る関係機関との連携促進	● 市要保護児童対策及び DV 防止対策地域協議会で、DV 被害者の支援について協議、調整し、適切な役割分担と連携	子育て支援課

Ⅲ. 誰もが安心して暮らせるまちづくり



性別や障がいの有無、貧困などの属性や環境によって生活が脅かされたり、社会参画が阻害されたりすることがないように、様々な困難を抱える人への支援を行います。

また、性別にとらわれず、全ての人が協力して地域の活力創造を行えるようまちづくりなどに携わる地域団体の支援を行うとともに、男女の参画を進めます。

防災対策においても、指定避難所運営への女性の参画を促し、女性の視点を取り入れた防災対策・対応を行います。

	項目	施策の内容	担当課
(1)	ひとり親や貧困、障がい等により困難な状況におかれている人々が安心して暮らせる環境の整備	● 母子家庭、父子家庭など、ひとり親家庭の自立支援 ● 子ども食堂・子ども宅食運営支援 ● 生活困窮者（生活保護に至る前の人）への自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援 ● 障がい者の自立支援	福祉課 子育て支援課
(2)	バリアフリーのまちづくりの推進	● 道路の段差解消 ● 公共施設等のバリアフリー化	建設課 各課
(3)	健康で自立した生活を営むための支援	● 各種保健事業の充実 ● 生涯を通じた健康づくりの推進 ● 病気治療と社会活動の両立の支援（アピアランスケア（※）の推進）	子育て支援課 健康介護課 生涯学習課
(4)	地域生活において男女がともに活躍できる環境づくりの促進	● 地域活動の支援と男女の参画推進 ● 地域に根ざした活動を行う NPO 法人等の育成支援と男女の参画推進 ● 地域おこし・まちづくり・観光に関する活動への男女の参画推進	総務課 企画財政課 まちづくり・企業支援課
(5)	女性の視点を取り入れた防災対策	● 災害発生時の指定避難所の運営への女性の参画推進 ● 避難所開設時におけるプライバシーの保護対策の実施	総務課

※アピアランスケア

医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア。

数値目標

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

成果目標	現状値（R2）	目標値（R8）
法律相談（窓口）の開催数（年間）	18回	18回以上
人権相談（窓口）の開催数（年間）	12回	12回以上 （毎月1回）
職業の選択や職場において男女が平等だと思う人の割合	23.75%	30%
人権教育における行動力の育成を主たる目的とする取組「ひびきあいの日」の実施	全小中学校で実施	全小中学校で実施
教職員人権教育研修会（年間）	1回	1回以上
人権講演会の参加者数（年間）	— （R1：350人）	350人以上
学校人権教育推進委員会（年間）	2回	2回以上
家庭教育学級での人権研修会の実施数（年間）	— （R1：1教室）	3教室以上
P T A代議員会での役員の男女比率	5：5	5：5
学校教育で男女が平等だと思う人の割合	62.31%	65%

基本目標2 男女がともに多様な活躍ができ個々の価値観に配慮した施策の充実

成果目標	現状値（R2）	目標値（R8）
パンフレット・広報等による啓発事業の実施（年間）	1回	2回以上
さくらカンパニー認定企業数	15事業所	32事業所
岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業数（市内事業者）	4社	8社
低年齢保育の利用者の受入率	100%	100%
延長保育の利用者受入率	100%	100%
子育て支援ボランティア講座の受講者数（年間）	13人	80人以上
ファミリーサポートセンター事業の利用者数（年間）	76人	150人以上

基本目標3 誰もが安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり

成果目標	現状値（R2）	目標値（R8）
女性委員の比率	32.5%	40%
男性委員・女性委員不在審議会・委員会の解消	4 組織	0 組織
山県市役所の課長職の女性が占める割合	5%	10%
DV の内容を理解している人の割合	76.47	80%
パンフレットや広報等による DV 防止啓発事業の実施（年間）	1 回	1 回以上
乳幼児健診受診率	98%	100%
赤ちゃん訪問の訪問率	100%	100%
がん患者医療用補正具購入費助成金交付件数（年間）	6 件	8 件以上
自治会連合会議における自治会役員への女性参加について啓発実施（年間）	一	1 回以上
社会全体で男女が平等だと感じる人の割合	11.98%	22%

第5章 計画の推進

1. 山県市男女共同参画推進審議会による審議

山県市男女共同参画推進条例第15条の規定に基づき、山県市男女共同参画推進審議会を設置し、本プランにのっとり男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

審議会は、以下の事項について、市長の諮問に依りて、調査、審議及び答申をします。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 基本計画の実施状況及び進捗状況に関する事。
- (3) 男女共同参画の推進に関する施策の重要事項に関する事。

2. 山県市男女共同参画推進本部及び山県市男女共同参画推進プロジェクトチームによる施策の進捗管理と推進

◆山県市男女共同参画推進本部

山県市男女共同参画推進組織設置要綱第1条の規定に基づき、市長を本部長、副市長を副本部長とし、課長等を本部員とする山県市男女共同参画推進本部(以下本部)を設置し、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を行います。

本部は以下の業務を行います。

- (1) 男女共同参画の総合的な計画策定及び推進に関する事。
- (2) その他男女共同参画に係る重要事項に関する事。

◆山県市男女共同参画推進プロジェクトチーム

山県市男女共同参画推進組織設置要綱第1条の規定に基づき、関係する課から選出したチーム員で構成する、山県市男女共同参画推進プロジェクトチーム(以下プロジェクトチーム)を設置し、本計画の進捗管理等を行います。

プロジェクトチームは以下の業務を行います。

- (1) 男女共同参画の総合的な計画策定及び推進のための基礎研究作業
- (2) 男女共同参画の総合的な計画案の作成及び調整
- (3) その他男女共同参画に関する必要な事項

3. 山県市女性活躍推進協議会の設置及び審議

女性活躍推進法第27条に基づき、山県市女性活躍推進協議会を設置し、女性の職業生活における活躍に関する取組を効果的かつ円滑に実施します。

協議会は以下の事項について、協議をします。

- (1) 山県市における女性活躍の推進に関する事。
- (2) その他山県市の女性活躍の推進の達成に必要な事項に関する事。